質屋営業法第２５条第２項に基づく質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>処分基準
令和２年１月１０日作成
<table><tr><td>法　　令　　名：質屋営業法</td></tr><tr><td>根　拠　条　項：第２５条第２項</td></tr><tr><td>処　分　の　概　要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法　令　の　定　め：
質屋営業法第２５条第１項（質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令）</td></tr><tr><td>処　分　基　準：
以下のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。ただし、質屋又はその法定代理人に帰責事由が無い場合又は悪性が極めて軽微な場合であって速やかに是正し又は回復することができ、かつ、現に是正し又は回復しようとしているとき等は、この限りでない。
・　質屋が法第３条第１項第３号、第６号又は第９号に該当した場合
・　質屋が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに法第３条第１項第１号若しくは第３号から第７号までのいずれかに該当した者又は許可の取消しを行おうとする日以前３年以内に法第５条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。
・　質屋の法定代理人が法第３条第１項第１号、第３号若しくは第７号に該当し、又は該当するに至った場合
・　質屋の法定代理人が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに法第３条第１項第１号若しくは第３号から第７号までのいずれかに該当した者又は許可の取消しを行</td></tr></table></td>
<td>処分基準
令和●年●月●日作成
<table><tr><td>法　　令　　名：質屋営業法</td></tr><tr><td>根　拠　条　項：第２５条第２項</td></tr><tr><td>処　分　の　概　要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr><tr><td>法　令　の　定　め：
質屋営業法第２５条第１項（質屋の許可の取消し又は質屋営業の停止命令）</td></tr><tr><td>処　分　基　準：
別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準に関する規程」のとおり</td></tr></table></td></tr>
</table>

おうとする日以前３年以内に法第５条の規定に違反して罰金の刑に処せられた者があるに至ったとき。	
問　合　せ　先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７	問　合　せ　先 ：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課（０９２）６４１－４１４１　内３１８７
備　　考：	備　　考：